

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十二回特別弔慰金）について

【初めてまたは戦没者の妻および父母に対する弔慰金を受給されていた方】

請求期間は令和10年3月31日までですが、早めの請求手続きをお勧めいたします。

申請にあたっては、戸籍書類を揃えたうえで申請書に記入していただくと、誤記入が防げます。

提出書類

□戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（桃色）

□戦没者等の遺族の現況等についての申立書（白色）

□請求者本人の現在の戸籍抄本（原本を1通）

□請求者本人の本人確認書類（裏面参照）

【本人確認書類となるもの】

(1)官公庁から発行された顔写真入りの書類

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート等

(2)官公庁から発行された顔写真がない書類(氏名のほかに、生年月日又は住所が入ったもの)

介護保険被保険者証、年金手帳等

(3)氏名のほかに、生年月日、住所又は顔写真が入った書類

預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証等

上記のうち、(1)を一点、(2)を二点、または(2)(3)からそれぞれ一点ずつのいずれか

□その他、必要な戸籍書類（下記および別紙説明書類参照）

□【代理人が手続きをする場合】委任状（別紙参照）

※委任状でのお手続きの場合には、請求者本人の本人確認書類の写しの提出と、代理人の本人確認書類（原本）の窓口での提示が必要となります。

説明書類一覧

① 「支給対象となる遺族」 P10-11

まずは、支給順位表で申請者の順位を確認してください。

基準日（令和7年4月1日）に申請者の順位より上順位の方が生存されている場合は、申請していただけません。上位順位者の相続人が請求できます。

② 「提出書類一覧表」 P39-40

2種類の表から、申請者がどの場合に該当するかを確認してください。

③ 「請求に必要な書類」 P29-37

②の提出書類一覧表に記載されている書類の説明です。

その他

- ・誤記は二重線とし、消えるペンや修正ペンなどは使用しないでください。
- ・次回の申請に備え、「請求書」と「申立書」の写しを残しておいてください。

申請受付窓口 彦根市 社会福祉課 社会係
彦根市平田町670 彦根市福祉センター2階
9時～16時45分（土日祝祭日を除く平日）
TEL 23-9590 FAX 26-1768

§ 4 支給対象となる遺族

特別弔慰金の支給対象は、援護法による弔慰金の受給権を取得した者（以下「弔慰金受給権者」といいます。）となります。また、基準日において、弔慰金受給権者が死亡等の失格事由に該当するときは、以下の「特別弔慰金支給順位表」の順番による最先順位の転給遺族（P 1 6 参照）となります。

1 特別弔慰金支給順位表

順位	対 象 者		支 給 要 件
1	弔慰金受給権者 （弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。） 弔慰金の支給順位についてはP15の表参照		弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	転 給 遺 族	子	戦没者等の死亡当時の胎児を含む
3		父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く） 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと（戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く）
4		孫	
5		祖父母	
6		兄弟姉妹	
7		父母	3～6順位に必要な要件を満たしていない者
8		孫	
9		祖父母	
10		兄弟姉妹	
11		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者
12		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者

【注意事項】

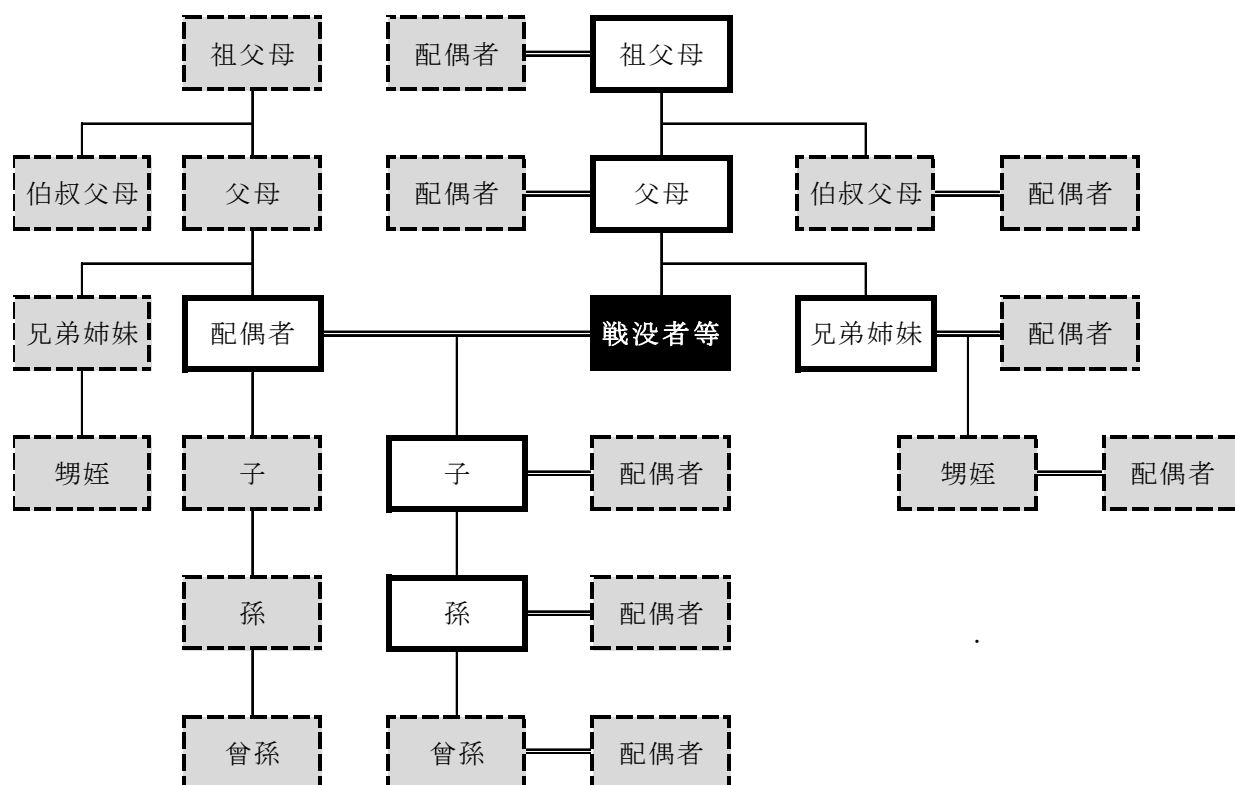
1. 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
2. 養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。〈援護法第 35 条第 1 項〉
 - 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、上記以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限ります。）

〈三親等内親族表〉

特別弔慰金の支給対象者について図示すれば以下のとおりです。

三 親 等 内 親 族 表

■ は第11順位又は第12順位の転給遺族となる三親等内親族です。



※ 子についてはP17を参照

● 初めて特別弔慰金を請求する場合

(過去に同一の戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

【弔慰金受給権者とみなされる者を含む】

提出書類		弔慰金受給権者 (第1順位) (配偶者以外)		弔慰金受給権者と みなされる者 (第1順位) (配偶者以外)		配偶者 (第1順位)	
		弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求	日華・満洲 事変間遺 族	判任文官 等の遺族	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-	-	-
7	年金給付の受給権者がいないことを証す る戸籍	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	-	-	-	○	○
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配 偶者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	○	○
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦 没者等と別戸籍であるが生計関係ありと 申し立てているとき)	-	-	-	-	-	-
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受け ていないとき)	-	△	△	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明す る資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	○	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任し た場合)	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 戦没者等の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です。

【転給遺族】

提出書類		転給遺族							
		(第2順位)		(第3～6順位)		(第7～10順位)		(第11～12順位)	
		弔慰金既 裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	※1	-	※1	-	※1	-	※1
6	先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する 戸籍	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	-	○	○	-	-	-	-
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶 者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	-	-	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没 者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し 立てているとき)	-	-	△	△	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けて いないとき)	-	△	-	△	-	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明する 資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	△	-	△	-	△	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任した 場合)	△	△	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

※2 戦没者の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です。

§ 6 請求に必要な書類

1 提出書類の種類

特別弔慰金の請求に必要な書類は次のとおりです（以下の説明において、下記の1～17の番号を提出書類番号として記載しています。）。

● 請求書等

1. 請求書（様式1）
2. 現況申立書（様式2）

● 戸籍書類

3. 令和7年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本
4. 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍
5. 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含む）との続柄を証する戸籍（転給遺族のみ）
6. 先順位者がいないことを証する戸籍（転給遺族のみ）
7. 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍
8. 戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍（配偶者又は転給遺族で第3～6順位の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が請求するとき）

※ 配偶者で前回特別弔慰金を受給している場合は、従前の特別弔慰金の基準日から令和7年3月31日の間の配偶者の戸籍

次の場合は、提出が原則不要となる戸籍があります。ただし、裁定都道府県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります（P38 提出書類一覧表及びP32～34 参照）。

ケース①前回受給者

請求者が過去に特別弔慰金を受給している（従前の特別弔慰金の受給者である）場合
・・・ 提出書類番号4～8の戸籍は原則不要

ケース②前回受給者と同順位者

請求者の同順位者の遺族が従前の特別弔慰金の受給者である場合
・・・ 提出書類番号5～8の戸籍は原則不要

ケース③前回受給者が先順位者

請求者より先順位の遺族が従前の特別弔慰金の受給者である場合
・・・ 提出書類番号5・7の戸籍は原則不要

※ 相続人請求の場合、戸籍書類については、「請求者」とあるのは「被相続人（受給権者）」と読み替えてください。

● 請求者の状況に応じて必要な書類

- 9. 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（様式3）
特別弔慰金失権事由非該当申立書（相続人請求用）（様式4）
- 10. 生計関係申立書（参考様式1）及び生計関係を証明する資料
- 11. 葬祭を行ったことを証明する資料
- 12. もとの身分、死因を証明する資料
- 13. 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料
（文官公務扶助料を受給していた場合のみ必要）

● 成年後見人等が請求する場合

- 14. 成年後見人等の登記事項証明書等

● 相続人が請求する場合

- 15. 相続人であることを証する戸籍等

● 相続財産清算人が請求する場合

- 16. 相続財産清算人であることの確認書類

● 任意代理人（外国居住者の代理人も含む）が請求する場合及び請求手続、同順位者間の調整を委任した場合

- 17. 委任状（様式5）

2 請求書等

(1) 請求書（様式1）〈提出書類番号1〉 ※記入例はP 55～を参照

- ・ 請求者の氏名、住所等記載事項に明らかな誤りや読めない文字がある場合には、請求者に修正を依頼してください。
- ・ 氏名の記載は戸籍どおりとするのが原則ですが、例えば戸籍上では「恵」となっている文字を「恵」と記載している場合等世間一般に代用していると考えられる範囲内のものにあつては、修正させる必要はありません。
- ・ 国債の償還金を受け取ることができるのは、日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行の本店、支店、出張所及び郵便局（一部例外を除く））に限られています。多くの銀行、信用金庫等の支店では記名国債の取扱いをしていません。
- ・ 請求書の記載事項のうち、戦没者等の「もとの身分」や「除籍時の本籍等」に

については、請求者の記憶又は請求者保管の資料でわかる範囲で記入してもらいます（請求書記載のために、請求者から他官庁に照会する必要はありません。）。

なお、請求書の戦没者等欄及び請求者欄等については、市区町村において差し込み印刷が可能です。

- ・ 代筆の場合には、請求書下部の署名欄に押印を求めていましたが、押印廃止に伴い押印は不要です。
- ・ 法定代理人（成年後見人等）からの請求、外国居住者からの請求、相続人からの請求の場合は記入方法が異なります。
- ・ 請求者に同順位者がいる場合は、請求者が全ての同順位者を代表して請求すること、他の同順位者から持分を主張された場合は請求者が責任を持って調整を行うこと、調整を行うために必要な請求者の連絡先等は他の同順位者に教示されることを承諾の上、特別弔慰金を請求するものであることを、請求者に説明してください。

(2) 現況申立書（様式２）〈提出書類番号２〉

現況申立書には、戦没者等の死亡時点における次の遺族全員（いずれも戦没者等からみた続柄です）について記載されている必要があります。

- ① 配偶者（事実上の婚姻関係にあった者も記載されている必要があります。）
- ② 子（胎児の場合を含みます。）
- ③ 父母 ※記載の省略可能
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母 ※記載の省略可能
- ⑥ 兄弟姉妹
- ⑦ 入夫婚姻による妻の父母 ※記載の省略可能
- ⑧ 三親等内親族全員（上記以外の三親等内親族が請求する場合にのみ、記載が必要です。）

- ・ 同順位者に係る死亡及び相続人の記載については省略して差し支えありません。
- ・ 記載事項については、請求者の記憶又は請求者の保管資料により、わかる範囲で記載を求めてください。例えば、遺族の正確な死亡年月日が不明の場合で、請求書受付時に請求者に聞き取りを行った結果、「昭和●年頃に亡くなった」、「昨年十三回忌が終わった」等、明らかに基準日前に死亡している旨の申立てがあったときについては、その旨を記載することとし、死亡した月日の記載は省略して差し支えありません。

裁定都道府県は、上述のような記載での現況申立書が進達された場合は、過去の裁定記録等を参照し、当該弔慰金受給権者や同順位者等が明らかに基準日前に死亡したと確認できるときについては、請求者に補正を求める必要はありません。

- ・ 請求者が前回受給者であって、市区町村において前回の現況申立書の写しを保管している場合は、その写しを代用して差し支えありません。代用する場合は、前回の現況申立書の記載内容について変更がないかを請求者に確認した上で、裏面の右上余白に今回の日付と署名を記載してもらってください。変更があった場合は、前回の現況申立書の写しに変更点を記載してもらうとともに、変更部分が明確になるよう市区町村において赤色で下線を引いてください。
- ・ 前回受給者と異なる請求者（前回受給者が同順位者（P 2 9 のケース②）、前回受給者が先順位者（P 2 9 のケース③）、相続人及び法定代理人）が、前回受給者が作成した現況申立書の写しを所持しており、その入手経路等に疑義がない場合、当該写しの申立人及び印に二重線を引き、請求者氏名を記名の上、使用することは差し支えありません。
- ・ 第 11 順位者・第 12 順位者で前回受給者（P 2 9 のケース①）である場合に限り、現況申立書の提出は省略して構いません。
- ・ 公務扶助料等の年金を請求中の遺族がいる場合には、「遺族の令和 7 年 3 月 3 1 日までの状況」欄にその旨記載してもらいます。

3 戸籍書類

● 令和 7 年 4 月 1 日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本＜提出書類番号 3＞

基準日において、生存していること、日本国籍の有無、離縁により戦没者等との親族関係が終了していないか等の確認をするための書類です。

戸籍の編製が基準日前であり、認証が基準日以後のものがが必要です。

● 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍＜提出書類番号 4＞

請求者と戦没者等との続柄を把握し、支給順位の確認をするための書類です。前回受給者（P 2 9 のケース①）は、原則、提出は不要です。

● 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍＜提出書類番号 5＞

弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。）を確認するための書類です（過去にその戦没者等について、一度も特別弔慰金の裁定を受けたことがなく、かつ、弔慰金について未請求の場合、他に提出された戸籍書類では弔慰金受給権者を特定できない場合に、提出が必要となります。）。

- **先順位者がいないことを証する戸籍＜提出書類番号 6＞**

請求者よりも先順位の遺族が死亡等していることを明らかにし、請求者が最先順位者であることを確認するための書類です。

※ 「前回受給者（P 2 9 のケース①）」又は「前回受給者と同順位者（P 2 9 のケース②）」が請求する場合は、原則、提出は不要です。

- **年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍＜提出書類番号 7＞**

令和 7 年 3 月 3 1 日（基準日前）までに、公務扶助料等の年金給付の受給権者が公務扶助料等を失権していることを確認するための書類です。

具体的には、公務扶助料等の年金給付の受給権者の死亡年月日等が確認できる戸籍です。

※ 過去にその戦没者等について特別弔慰金の裁定をしている場合は、原則、提出は不要です。

- **戦没者等の死亡時から令和 7 年 3 月 3 1 日の間の請求者の戸籍**

＜提出書類番号 8＞

戦没者等と生計関係を有する転給遺族の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（第 3 ～ 6 順位）又は配偶者が、初めて請求する場合に、提出が必要となります。

転給遺族の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹については、戦没者等と生計関係を有している場合、養子縁組の有無、改氏婚の有無及び復氏の有無によって、支給順位が変わりますので、身分関係の異動を確認するために必要な戸籍です。

前回受給者（P 2 9 のケース①）である配偶者が請求する場合は、前回の特別弔慰金基準日から令和 7 年 3 月 31 日の間の戸籍でかまいません。

前回受給者（P 2 9 のケース①）である配偶者以外の者又は前回受給者と同順位者（P 2 9 のケース②）が請求する場合は、原則、提出は不要ですが、疑義が生じる場合は、前回の特別弔慰金基準日（前回受給者と同順位である父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（第 3 ～ 6 順位）にあっては、戦没者等の死亡時）から令和 7 年 3 月 31 日の間等の戸籍の提出を求め確認してください。

● 戸籍書類＜提出書類番号 3～8, 15＞に関する留意事項

- ・ 戸籍の認証は、令和 7 年 4 月 1 日以降であることが原則ですが、先順位者等の死亡を確認する戸（除）籍謄本について、認証年月日がそれ以前のものが提出された場合は、その死亡の記載が特別な場合（裁判で認定した場合等）以外には差し支えありません。
- ・ 複数の証明事項を一つの戸籍書類で証明している場合は、改めて複数の戸籍書類を提出する必要はありません。
- ・ 同一請求者が複数の戦没者等に対する請求を行う場合、裁定都道府県が同じ場合は、戸籍書類の提出が一部であっても差し支えありません。その場合は、居住地都道府県から裁定都道府県に送付する際に、どの戦没者等の請求書に戸籍の原本を添付しているのかについて、メモを添付してください。
- ・ 先順位者及び公務扶助料等の年金給付の受給権者の死亡を確認する場合、その生年月日が国内最高齢者（男性：大正 3 年 3 月 1 4 日、女性：明治 4 2 年 9 月 2 日）より前の場合は、戸籍の提出を省略して差し支えありません（主に戦没者等の祖父母・父母）。
- ・ 相続人請求の場合、戸籍書類については、「請求者」とあるのは「被相続人（受給権者）」と読み替えてください。

● 戸籍証明書等の広域交付

令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）が施行されました。これにより、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました（広域交付）。ただし、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。広域交付では、本人、配偶者、父母・祖父母などの直系尊属、子・孫などの直系卑属の戸籍証明等の請求に限られます。広域交付で取得できない戸籍書類（戸籍抄本等）については、従来どおり郵送または本籍地で請求することになります。広域交付の詳細については、各市区町村の戸籍担当の係に照会してください。

4 請求者の状況に応じて必要な書類＜提出書類番号 9～13、17＞

特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（様式 3）

特別弔慰金失権事由非該当申立書（相続人請求用）（様式 4）

＜提出書類番号 9＞

配偶者が、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないことを確認するための申立書です。

- **生計関係申立書及び生計関係を証明する資料<提出書類番 10>**

戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していたことを確認するための書類です。

戦没者等の死亡当時、同一戸籍内にあった遺族は、一般的に戦没者等と生計関係を有していたものとみなして差し支えありませんが、戦没者等の死亡当時、戦没者等と同一戸籍内になかった場合等は、この申立書（参考様式1）及び事実関係を確認することができる資料の提出が必要です。

- **葬祭を行ったことを証明する資料<提出書類番号 11>**

三親等内親族のうち戦没者等の葬祭を行ったもの（第11順位）として、請求する場合に必要な書類です。

葬祭を行った者とは、一般的に喪主（喪主の配偶者を含みます。）を指します。

また、葬祭を行ったことを証明する資料とは、戦没者等の葬儀の際の香典帳、通信文、弔辞、過去帳等です。

- **もとの身分、死因を証明する資料<提出書類番号 12>**

戦没者等の死亡に関し、過去に弔慰金又は年金給付の裁定を受けたことがない場合に、その身分、死因を確認するための資料です。

- **公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料<提出書類番号 13>**

戦没者等の身分が陸海軍の高等文官等であり、かつ、過去にその戦没者等について、一度も特別弔慰金の裁定を受けたことがない場合に、文官扶助料の受給者がいたことを確認するための資料（裁定通知書の写し等）です。

これが得られない時は、現況申立書の「遺族の令和7年3月31日までの状況」欄に、公務扶助料の受給期間を記載するよう求めています。

- **成年後見人等の登記事項証明書等<提出書類番号 14>**

成年後見人等が請求手続を行う場合は、成年後見人等の権限や契約の内容等を確認するために必要です。登記事項証明書に別紙目録があるものは別紙も必要です。

登記事項証明書は、法務局・地方法務局で交付を受けることができます。

未成年後見人、親権者及び民法改正前の「後見人」については、請求者の戸籍

書類により確認してください。

● 相続人であることを証する戸籍等＜提出書類番号 15＞

相続人であることは、以下の戸籍書類で確認してください。

- ① 受給権者（被相続人）が基準日以降に死亡していることが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
- ② 請求者（相続人）の請求時の戸籍
- ③ 受給権者（被相続人）と請求者（相続人）との続柄がわかる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
 - ※ 改姓等している場合は、2項目以上（名と生年月日等）同一であることにより、②と③に記載されている者が同一人であると確認
- ④ 請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
 - （例）受給権者の兄弟姉妹又は甥姪が相続人請求する場合には、子（及びその代襲相続人）・父母がいないことを証する戸籍

● 相続財産清算人であることの確認書類＜提出書類番号 16＞

相続財産清算人であることの確認資料として、特別弔慰金の権利者が基準日以降に死亡していることが確認できる戸籍書類、相続財産清算人選任の審判書謄本又は証明書が必要です。

● 外国居住者が請求する場合の委任状（様式5）＜提出書類番号 17＞

次の事項に関する委任状の提出が必要となります。

- ・請求者に代わって請求手続を行うこと。
- ・請求者に代わって裁定通知書又は却下通知書を受領すること。
- ・請求者に代わって国債を受け取ること。
- ・請求者に代わって国債の償還金を受領すること。

市区町村の窓口において、受任者（代理人）の本人確認できる書類（運転免許証等）の提示を求めて確認してください。

● 請求手続を委任した場合の委任状（様式5）＜提出書類番号 17＞

請求者が高齢である等、諸般の事情から市区町村役場に出向くことが難しい場合には、請求手続を家族等に委任することができます。

また、請求者が諸般の事情により、他の同順位者に自分の連絡先の教示を望まない場合は、委任状により代理人を立てることができます。その場合、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する同順位者間の調整」の選択は必須です。

- ・ 手続を委任する場合には、委任状に記載するよう求めてください。
- ・ 市区町村の窓口において、受任者（代理人）の本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示を求めて確認してください。
- ・ 同順位者間の調整の委任を受けた代理人（受任者）は、他の同順位者から連絡先の教示を求められた場合は、自らの連絡先が教示され、請求者に代わって同順位者間の調整等を行うこととなります。

〔請求者の氏名及び連絡先の教示について〕

教示は、次の方法により裁定都道府県が行います。

また、請求者よりも後順位の遺族には、請求者の氏名及び連絡先は教示されません。

① **複数の同順位者から重複して請求があった場合**

裁定都道府県において、裁定を一時保留し、双方の請求者の氏名と連絡先を教示し、代表遺族を決めるよう請求者間での話し合いを促します。

② **請求者に裁定後、別の同順位者から請求があった場合**

先行又は後行請求者が裁定都道府県宛てに以下の項目を記した書面（参考様式3）を提出し、裁定都道府県から特別弔慰金請求書に記載された照会者（請求者）の住所宛てに文書で回答します。

（記載を求める項目）

- ・ 戦没者等の氏名、生年月日、除籍時の本籍等、死亡年月日
- ・ 照会者の氏名、生年月日、戦没者等との続柄、住所、電話番号

※戦没者等の項目は、分かる範囲で記載を求めてください。

市区町村窓口宛てに教示の依頼があった場合には、教示方法について説明の上、裁定都道府県宛てに照会するよう案内してください。

なお、裁定都道府県が不明の場合は、居住地都道府県に電話で確認するよう、併せて案内してください。